

令和6年度 事業計画書（概要）  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

I 事業方針

1. 配合飼料価格差補てん事業

配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営の損失を補てんする事によって、生産者の経営の安定を図る。

2. 畜産環境整備リース事業

畜産経営の環境整備及び畜産経営施設の合理化のために必要な機械及び装置の貸付業務を行う。

3. 肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者と国が1：4の割合で負担金を拠出し造成した基金から、前月に比べて肥育牛1頭当たり粗収益が生産費を下回った差額分の最大9割を交付することにより経営の安定を図る。

II 事業計画

1. 会議の開催

(1) 総会(定時総会) 1回

(2) 理事会 2回

なお、総会（臨時総会）、理事会は、必要に応じて追加開催する。

2. 配合飼料価格差補てん事業

一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金(以下「全日基」という。)と配合飼料価格差補てん契約並びに配合飼料価格差補てん基金協会数量契約を締結して次の事業を行う。

(1) 配合飼料の価格差補てん契約の締結

協会は畜産経営者との間に配合飼料価格差補てん基本契約並びに数量契約を締結する。当初契約数量は、26,432トンである。

(2) 通常補てん積立金（別途納付金を含む）の徴収と納付

四半期別加入者積立金及び別途納付金を徴収し、全日基に納付する。

区 分		トン当り単価	
通常補てん積立金		800円	
別途 納付金	新規加入者	0円	
	前年度途中で基本契約を解約し、改めて加入する者	第2四半期以降積立金未納者	970円
		第3四半期以降	1,590円
		第4四半期以降	1,720円

(3) 価格差補てん金の受領及び交付

補てん対象数量決定の基礎となる購入数量を荷受組合より求め、全日基に報告するとともに、補てん金の交付を受けた時は速やかに加入者の指定口座に振り込み交付する。

(4) 契約数量の変更並びに解約

契約数量の変更・解約については、業務方法書に基づき飼料荷受組合からの申請内容を審査し全日基に申請し承認を得る。

(5) 基金制度の運営に関する実態調査

基金制度の適切な運営と飼料荷受組合の強化を図るため、調査指導を行う。

3. 畜産環境整備リース事業

一般財団法人 畜産環境整備機構と業務委託契約を締結して次の事業を行う。

(1) 貸付契約の締結等関係文書の收受、伝達（申請・審査・検収）

(2) 貸付料及び譲渡料の徴収及び納付

4. 肉用牛肥育経営安定交付金制度

一般社団法人 奈良県畜産会と事務委託契約を締結して次の業務を行う。

(1) 個体登録申込、販売確認申出

(2) 負担金等の請求並びに交付金の交付通知

負担金等の請求並びに交付金交付通知業務等を行なう。負担金は契約者の口座より畜産会の口座に引き落され、交付金は畜産会より契約者の口座に送金される。

5. その他

基金協会の目的を達成するために必要な畜産経営の改善に関する事業を行う。